

第 3 編 風水害編

第1章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

(1)活動体制及び活動内容

本市は、迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、風水害時における活動体制、活動内容と配備態勢、配備基準を以下のとおり設定する。

活動体制	活動内容	本部体制	配備態勢	配備基準
準備体制	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもって連絡調整及び情報の確認を行う。	本部を設置しないで通常の組織をもって監視活動を実施する体制	第1配備	気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合。
警戒体制	災害の要因の発生に対応し、気象情報等の収集、警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施する。	災害警戒本部	第2配備	市全域にわたって風水害等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
非常体制	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。	災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する体制	第3配備	市全域にわたって災害が発生したとき、又は局地的であっても災害が特に甚大な場合。
集中豪雨等初動体制	本部長(市長)による災害対策会議の招集又は副本部長(副市長又は教育長)との協議を行ういとまがない状況下において、速やかに災害対策の初動を実施する。	集中豪雨等初動対策マニュアルに基づく	同左	著しい気象状況の急激な悪化等によって市内で災害が発生する懸念が高まり、本部長(市長)による災害対策会議の招集又は副本部長(副市長又は教育長)との協議を行ういとまがない状況下

※配備基準と配備内容は、糸満市災害対策本部要綱(平成13年災害対策本部長訓令第1号)別表第3による。

(2) 災害警戒準備体制・災害警戒本部(災害対策本部の設置前の体制)

沖縄気象台から、大雨、洪水等の注意報・警報等が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部の設置に至らない場合のときの組織体制と所掌事務について、下記に定める。

1) 災害警戒準備体制

災害警戒本部の設置前における初動体制又は設置に至らない規模の災害発生及び発生が予想される場合、必要に応じて防災担当者(秘書防災課職員)による災害警戒準備体制をとるものとする。

2) 災害警戒本部

災害の発生や災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置には至らないものの、組織として横断的な対応をとる必要があるときは、「災害警戒本部」を設置し、警戒体制をとるものとする。

【災害警戒本部の設置基準】

- ① 沖縄気象台から大雨や洪水、暴風等の警報の発表があり、情報の収集及び避難対策等の必要があるとき。
- ② 沖縄気象台から土砂災害警戒情報の発表があり、避難対策等の必要があるとき。
- ③ 沖縄本島地方が台風による暴風域に入ることが予想されるとき。
- ④ 大規模な事故等により、情報の収集を強化する必要があるとき。

【組織及び所掌事務】

- ① 災害警戒本部に本部長をおき、本部長は副市長をもって充てる。
- ② 本部に災害警戒本部会議をおき、本部長、市長部局の部長、参事等、教育委員会の部長、水道部長、消防長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ③ 本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、教育長が指揮をとるものとする。
- ④ 本部長は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部員はあらかじめ指定された場所又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項はその都度災害の状況に応じて本部長又は本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする

開催場所	災害対策本部の設置に準ずる。(本庁3階庁議室) なお、上記が使用できない場合は、災害対策本部の順位に準ずる。
主な協議事項	ア 被害状況に関すること イ 応急対策に関すること ウ 避難情報等に関すること エ 災害対策本部の設置に関すること オ その他災害対策の重要事項に関すること カ 災害警戒本部の廃止に関すること

- ⑤ 災害警戒本部の組織編成及び所掌事務は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」に準ずるものとする。

(3) 糸満市災害対策本部

市本部の組織等は、「糸満市災害対策本部条例」及び「糸満市災害対策本部要綱」並びに本計画に定めるところにより、風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

1) 組織体制及び所掌事務

組織体制及び所掌事務については、「第2編 第1章 第1節 組織計画」に基づく。

2) 配備基準及び配備体制

風水害等による災害対策本部に関する配備基準と配備内容は、下表に基づく。

糸満市災害対策本部要綱別表第3

配 備	配備基準	配備内容
第1配備 (災害警戒準備体制)	気象業務法に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合。	各班の情報、連絡を担当する要員は配置につく。
第2配備 (警戒体制) 災害警戒本部	市全域にわたって風水害等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく。
第3配備 (非常体制) 災害対策本部	市全域にわたって災害が発生したとき、又は局地的であっても災害が特に甚大な場合。	全職員が配置につく。

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

なお、沖縄県知事が、県防災計画の定めるところにより、県本部を設置した場合、円滑な連携を確保するとともに、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携を図る。

3) 本部の設置・廃止の基準

種 別	基 準
本部の設置	(1) 市地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。 (2) 暴風、豪雨、地震、津波その他の異常な自然現象により、市地域に重大な被害が発生したとき。 (3) 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市地域に重大な被害が発生したとき。 (4) 沖縄気象台が沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき。 (5) 沖縄県災害対策本部が設置された場合において、本部設置の必要を認めたとき。
本部の廃止	(1) 予測された災害の危険性が解消したと認められるとき。 (2) 災害発生後における災害対策がおおむね完了したと認められるとき。 (3) その他本部を設置して置く必要がないと認めたとき。

4) 災害対策本部の設置場所

原則として、本庁3階庁議室に災害対策本部を設置する。

また、その事務局機能(企画対策部秘書防災班)を、本庁舎3階秘書防災課執務室に設置し、他機関からの応援が多くなる場合など、必要に応じて本庁舎内のその他会議室に拡張する。

なお、本庁3階庁議室が、大規模地震や大津波等により使用できない場合は、次の順位により使用可能性を調査し、使用可能な場所に設置する。

- ① 糸満市立中央図書館
- ② 糸満市農村環境改善センター2階
- ③ 糸満市消防本部

資料3-2<糸満市冠水・浸水マップ>、
資料5-2<集中豪雨等初動対策マニュアル>、
資料5-4<災害時(台風時)要配慮者の支援連絡体制>参照

(4) 集中豪雨等初動体制

糸満市災害対策本部要綱第9条の規定による本部会議又は本部長と副本部長による協議のいとまがない突発的な集中豪雨等に対して、市民の生命財産を守るため、集中豪雨等初動対策マニュアルに基づき、災害対策の初動体制を確立するとともに、関係者と連携し災害を未然に防ぐ。

【当該体制の発動条件】

著しい気象状況の急激な悪化等によって市内で災害が発生する懸念が高まり、本部長(市長)による災害対策会議の招集又は副本部長(副市長又は教育長)との協議を行ういとまがない状況下において、速やかに災害対策の初動を実施しなければならないと秘書防災課防災係において判断する場合

【災害対策本部への報告等】

本マニュアルの実行によって、本部会議を経ずに市民の生命財産を守る最善策と判断して講じた各部署における対応等については、できる限り早い段階で、市長の招集による災害対策本部会議を開催し、事後報告を行う。

資料3-2<糸満市冠水・浸水マップ>、
資料5-2<集中豪雨等初動対策マニュアル>、
資料5-4<災害時(台風時)要配慮者の支援連絡体制>参照

第2節 気象情報等の伝達計画

(1) 気象情報等の伝達の基本事項

市長は、風水害による災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、下記の場合、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

- ・災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき
- ・自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は沖縄県からの通知を受けたとき

この場合において、必要があると認めるときは、市長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、下欄に示す【警戒レベルを用いた防災情報の伝達】に基づき、警戒レベルに応じた必要な通知又は警告をする。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及びSNS等の多様な手段により住民へ周知する。

なお、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

【警戒レベルを用いた防災情報の伝達】

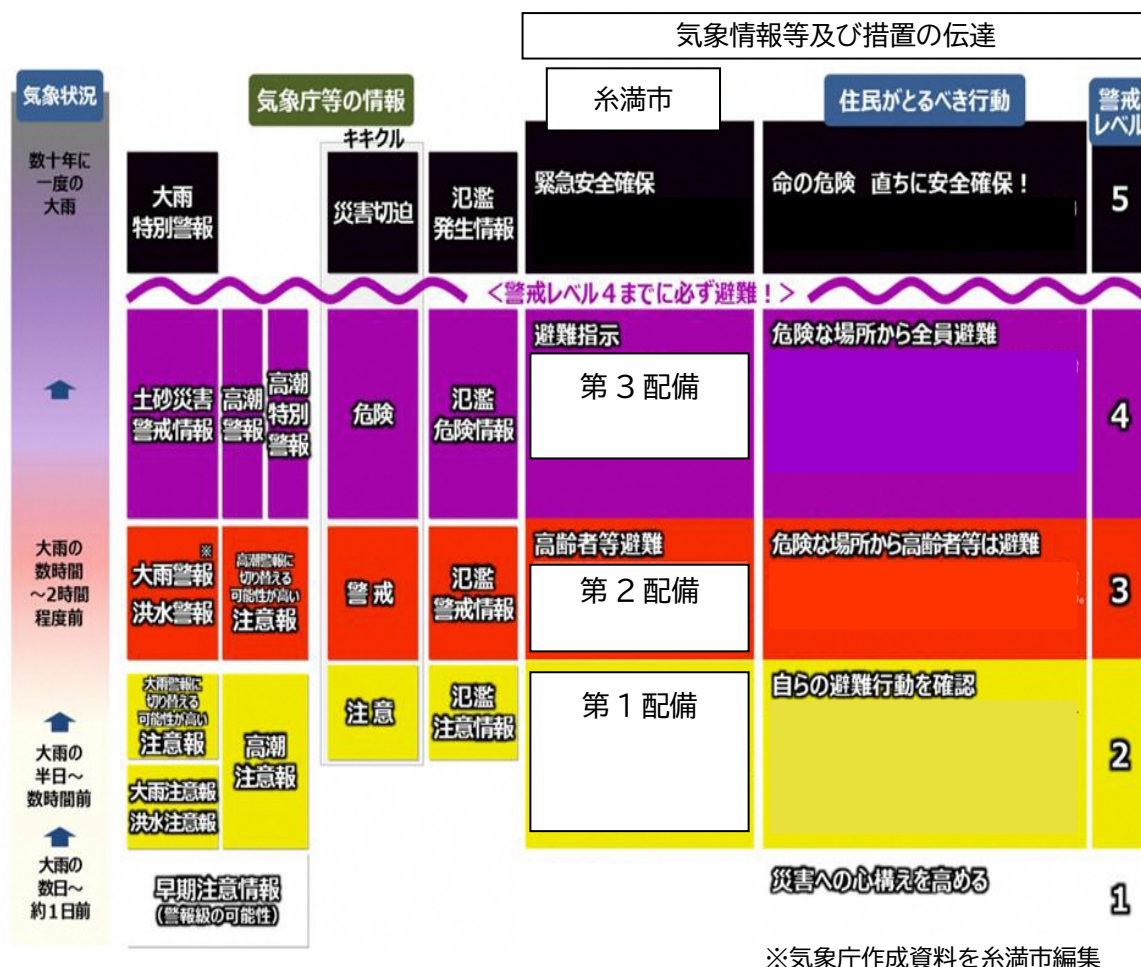
- 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。
- 「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断の参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。
- 居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難(立退き避難又は屋内安全確保)することが望まれる。

気象情報の伝達に関する情報及びその措置の対応の概要は次のページのとおりである。

なお、防災情報の伝達及び関連する避難に関する措置については、「第3編 第1章 第15節 風水害避難計画」に示す。

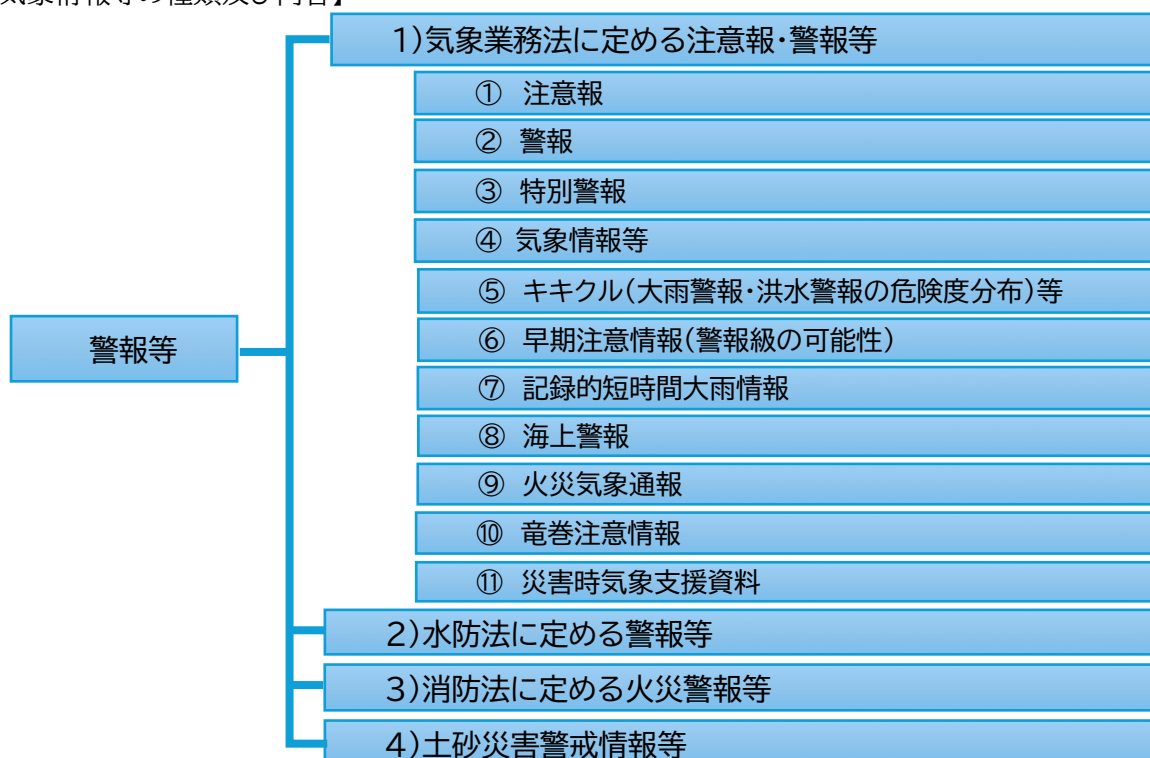
【災害時に逃げ遅れてしまう人間の心理】

正常性バイアス	同調性バイアス	確証バイアス
多少異常なことが起きても心を正常に保とうとする心理傾向 ・災害が起こっても、実際に被害の大きさを目にするまで「大した出来事ではない」と判断してしまう。 ・災害の場面ではこの正常性バイアスが非常に厄介で、警報や避難指示を軽視して避難行動が遅れてしまうことがある。	周囲にいる人に合わせて行動しようとする心理傾向 ・「周りの人が逃げていないから自分も逃げなくていいや」「避難したけど、近所の人が自宅に戻ったから自分も戻ろう」など、災害時の人間は人に合わせて行動をする傾向にある。	オオカミ少年効果とも呼ばれる心理傾向 ・「前回警報が出たけど大丈夫だったから今回も大丈夫」と考えることで、避難が遅れてしまうことを指す。 ・「海がないから」「ハザードマップによると浸水危険地域ではないから」と情報に頼り切って「うちは安全だ」という思い込みを助長してしまう。



(2)気象情報等の内容

【気象情報等の種類及び内容】



1) 気象業務法に定める注意報・警報等

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、糸満市に現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称(※)を用いる場合がある。

(※) 糸満市が含まれる市町村等をまとめた地域の名称

南部：浦添市/那覇市/豊見城市/南城市/糸満市/南風原町/与那原町/八重瀬町/西原町

危機感を端的に伝えるための情報

大雨特別警報時	線状降水帯発生時	重大な災害が迫っている時
「大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する〇〇県気象情報」、「記録的な大雨に関する□□地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。」	「大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇県気象情報」、「顕著な大雨に関する□□地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。」	「大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。」

① 注意報

大雨、洪水、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

【注意報発表基準表(糸満市)】

注意報名	概 要	基準(糸満市)	
強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風(平均風速)	15m/s以上
波浪	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪(有義波高)	2.5m以上
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	高潮(潮位：標高)	1.3m以上
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	浸水害(表面雨量指数基準)	13以上
		土砂災害(土壌雨量指数基準)	98以上

洪水	河川の上流域での降雨による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	流域雨量指数基準	報得川流域=(9.2) 饒波川流域=(7.6)
		複合基準(※)	報得川流域=(6, 9.2) 饒波川流域=(10, 6.1)
雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	雷	落雷等により被害が予想される場合
乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	乾燥	最小湿度50%以下で、実効湿度60%以下
低温	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。	低温	最低気温5℃以下
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	霜	最低気温5℃以下
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	陸上(視程)	100m以下
		海上(視程)	500m以下

※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

注)1. この基準に達すると予想されるときは注意報を発表する。

2. 令和5年6月8日現在の基準である。

② 警報

大雨、洪水、暴風、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

【警報の種類及び発表基準表(糸満市)】

警報名	概要	基準(沖縄気象台発表)	
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	平均風速	25m/s以上
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	有義波高	6.0m以上
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	潮位:標高	2.0m以上
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	浸水害 (表面雨量指数基準)	25以上
		土砂災害 (土壌雨量指数基準)	140以上

警報名	概 要	基準(沖縄気象台発表)	
洪水警報 (雨量)	河川の上流域での降雨による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	流域雨量指数 基準	報得川流域＝ (11.6) 饒波川流域＝ (9.5)
		複合基準※	饒波川流域＝ (10、8.5)

※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

注)1. この基準に達すると予想されるときは警報を発表する。

2. 令和5年6月8日現在の基準である。

③ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表し、最大級の警戒を呼びかける。

【特別警報の種類及び発表基準表(糸満市)】

現象の種類	概 要	基準(沖縄気象台発表)	
暴風	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
波浪	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		高波になると予想される場合
高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>		高潮になると予想される場合
大雨	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	

注)1. 発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

2. 令和6年10月現在 気象庁HP「気象等に関する特別警報の発表基準」より

④ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。



台風の強さ(最大風速)	
強い	33m/s 以上 44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上
台風の大きさ(風速 15m/s 以上の半径)	
大型	500km以上 800km未満
超大型	800km以上

注: 上記の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

資料: 気象庁

また、「顕著な大雨に関する情報」として、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で下記により発表される。

1. 前3時間積算降水量(5kmメッシュ)が100mm以上の分布域の面積が500km²以上
2. 1. の形状が線状(長軸・短軸比2. 5以上)
3. 1. の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
4. 1. の領域内の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合 8 割以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を超過

⑤ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

警報、注意報や気象情報等で災害に対して注意警戒を呼び掛ける。警報が発表された市域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル(危険度分布)で色分けして表示する。

例えば、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において、「災害切迫」(黒色)が出現してからでは命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況となるため、遅くともそれより前の「危険」(紫色)が出現した段階で安全な場所に避難する必要がある。

内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする」とされている。

また、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では、高齢者等避難の発令基準の設定例として、例えば、水位周知河川においては、一定の水位を超えた状態で、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」が出現(流域雨量指数の実況又は予測が洪水警報基準に到達)し、急激な水位上昇のおそれがある場合が挙げられている。なお、キキクル(警報の危険度分布)等の概要は次のとおりである。

【キキクルの種類と概要】

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布)	○ 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害)の 危険度分布)	○ 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	○ 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○ 「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○ 「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○ 「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○ 「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	○ 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨により、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

⑥ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(本島中南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(沖縄本島地方など)で発表される。大雨・高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑦ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(糸満市での最大雨量1時間110ミリ以上)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表

される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

⑧ 海上警報

海上警報とは、船舶の運航に必要となる気象(風、霧、着氷)等に関する警報をいう。

種別としては、海上台風警報、海上暴風警報、海上強風警報等がある。

地方海上警報の種類	発表基準
カジヨウケイナ 海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合 又は継続中の警報を解除する場合
カジヨウムクイナ 海上濃霧警報 (英文 WARNING)	濃霧により視程が 500m以下 (0.3 カリ未満)
カジヨウカケイナ 海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9～17.2m/s 未満 (28 以上～34 ノット未満)
カジヨウキョウフウケイナ 海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 17.2～24.5m/s 未満 (34 以上～48 ノット未満)
カジヨウホウウツケイナ 海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5m/s 以上 (48 ノット以上～)
カジヨウタイフウケイナ 海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上(64 ノット以上)

⑨ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(本島中南部など)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(本島中南部など)で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

⑩ 災害時気象支援資料・気象情報等

災害時の応援活動を支援するため、沖縄気象台から被災地を対象とした詳細な気象情報等が提供される。

2) 水防法に定める警報等

① 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮等によって災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は県知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、水防法に基づき発するものをいう。

② 代替警報等

水防活動に資するため、水防機関に対して行なわれる水防活動用の注意報・警報は、次に定める注意報・警報が発表されたとき、これによって代替することができる。

非代替注意・警報	代替注意・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

③ 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。

3) 消防法に定める火災警報等

① 火災警報

市長は、次の場合には火災警報を発令するものとする。

消防法第22条第3項(火災気象通報・火災警報発令)の規定により、沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めたとき。

③ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」(平成18年12月20日締結)に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに沖縄気象台が県に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

4) 土砂災害警戒情報等

県と沖縄気象台が共同で発表する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示の発令判断や災害応急対応を適時適切に行えるように、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。土砂災害警戒情報は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当する。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されている時は、避難指示等の対象地区の範囲を再確認し、必要に応じ避難指示の対象地域を拡大するなど、更なる措置を検討する。

① 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したとき発表される。また、所定の監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと判断されるとき解除される。

② 土砂災害警戒情報の発表形式

市の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、わかりやすい文章と図を組み合わせで発表される。その際、土砂災害警戒情報と警戒レベルの関連を明確化して伝えるため、土砂災害警戒情報

の警戒文に参考となる警戒レベルを追記して発表されることとなっている(令和元年 5 月 29 日運用開始)。また、補足情報として、1km 四方の領域(メッシュ)ごとに土砂災害発生の危険度を5段階判定した「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」が発表される。これにより、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握できる。

③ 土砂災害警戒情報の利用における留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。したがって、土砂災害警戒情報の利用においては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れ等の表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意するものとする。

④ 市の対応

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

(3) 警報等の伝達

1) 伝達する情報

市長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったときは、速やかに、市民及び関係機関に周知を行う。また、その解除についても同様とする。

発表機関	沖縄気象台				気象庁	市長	国土交通大臣又は県知事	県及び沖縄気象台
警報などの種類	大雨注意報	濃霧注意報	大雨(土砂災害、浸水害)警報	大雨特別警報	記録的短期間大雨情報	火災警報	水防警報	土砂災害警戒情報
	洪水注意報	雷注意報	洪水警報	暴風特別警報	竜巻注意情報			
	強風注意報	乾燥注意報	暴風警報	波浪特別警報				
	波浪注意報	霜注意報	波浪警報	高潮特別警報				
	高潮注意報	低温注意報	高潮警報					

特に、市長は、特別警報が発令された際には、気象業務法第15条の2第4項により、直ちにその通知された事項を公衆(住民)及び所在の官公署に周知させる措置をとる。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合(特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」 「大雨特別警報(浸水害)」 「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表する。)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

2) 住民等への伝達

上記情報と合わせて、警戒レベルに応じた必要な情報を伝達する。

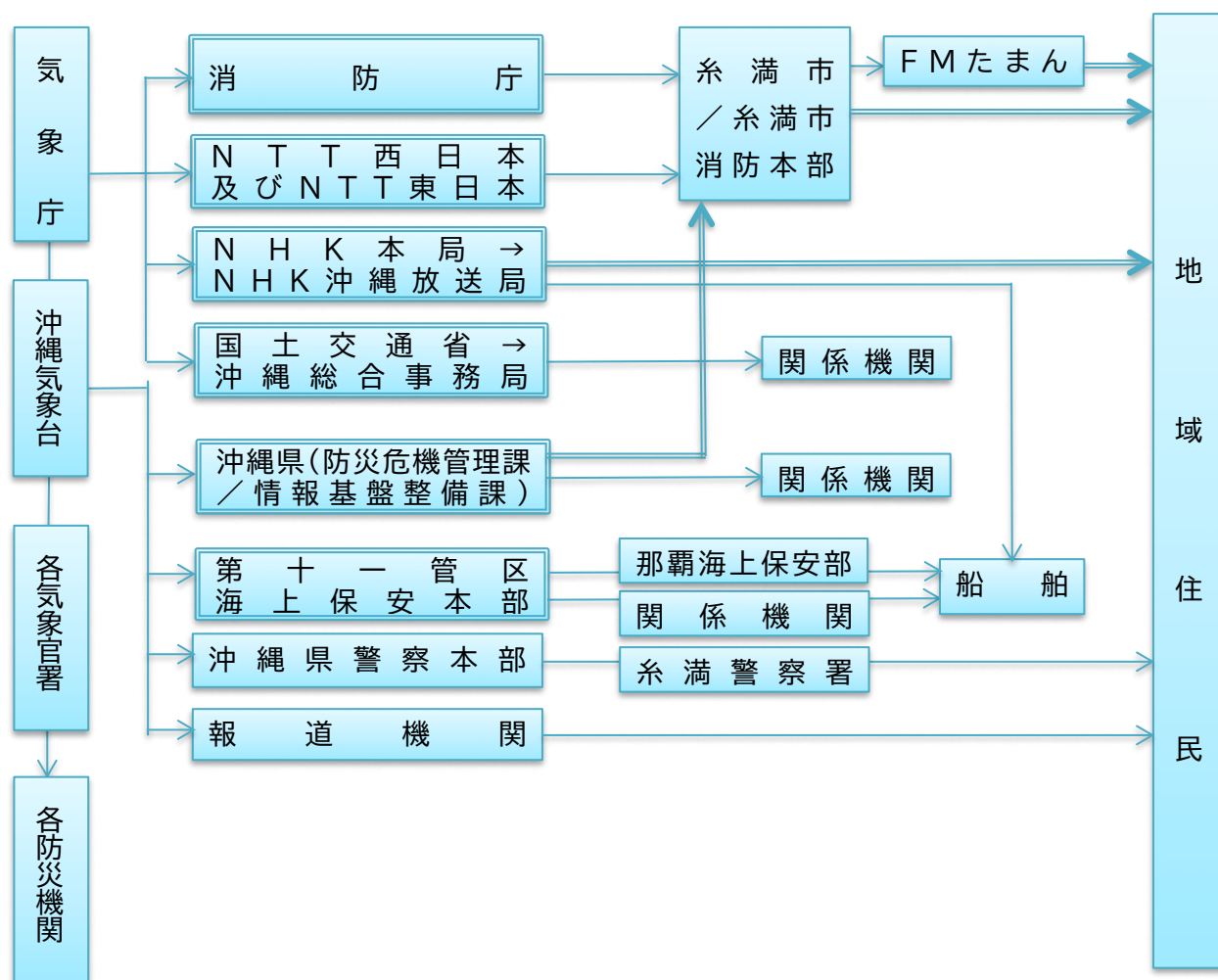
情報	警戒レベル	避難に関する発令 情報(目安)	住民がとるべき行動
- 大雨特別警報 - 氾濫発生情報 - キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒）	警戒レベル5 相当	緊急安全確保	何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。
- 土砂災害警戒情報 - キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） - 氾濫危険情報 - 高潮特別警報 - 高潮警報	警戒レベル4 相当	避難指示	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。
- 大雨警報（土砂災害）※1 - 洪水警報 - キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） - 氾濫警戒情報 - 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2）	警戒レベル3 相当	高齢者等避難	災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。
- キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） - 氾濫注意情報 - 大雨注意報 - 洪水注意報 - 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2）	警戒レベル2 及び警戒レベル2 相当	(避難行動の確認)	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨・高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	警戒レベル1		災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できる。

3) 伝達系統

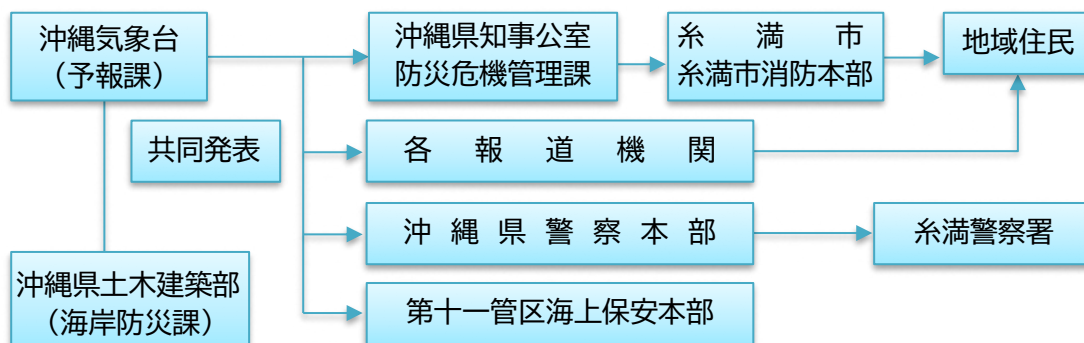
① 気象警報等の伝達系統図



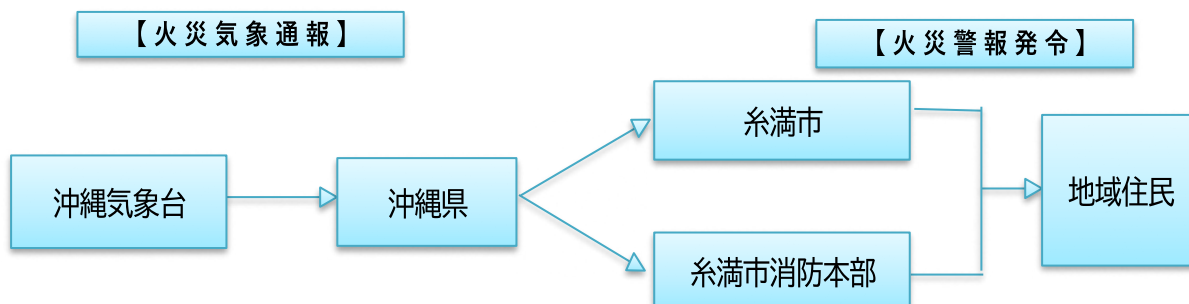
注)1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令(昭和27年政令471号)第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注)2. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

② 土砂災害警戒情報の伝達系統



③ 火災警報等の伝達系統図



(4) 気象警報等の受領責任及び伝達方法

1) 消防対策部への通報

関係機関から通報される警報等は、消防対策部において受領し、迅速かつ確実に情報を収集する。

2) 企画対策部長又は秘書防災班長への伝達

関係機関から警報等を受領した消防対策部は、直ちにその旨を企画対策部長又は秘書防災班長に伝達する。

3) 市長への報告

上記2)により通知を受けた企画対策部長又は秘書防災班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長に報告する。

4) 文書での記録

消防対策部から伝達される警報等の受領においては、以下の事項について文書をもって記録する。

- ① 警報等又は災害の種類
- ② 発表又は発生の日時
- ③ 警報等又は災害の内容
- ④ 送話者及び受話者の職氏名
- ⑤ その他必要な事項

防災機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、ラジオ等を常備して積極的に収集する。

(5) 異常現象発見時の措置

災害の拡大を未然にとどめるため、気象、水象あるいは地象に関し、異常現象を発見した者から、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報を受け、対応を図る。

1) 通報を要する異常現象

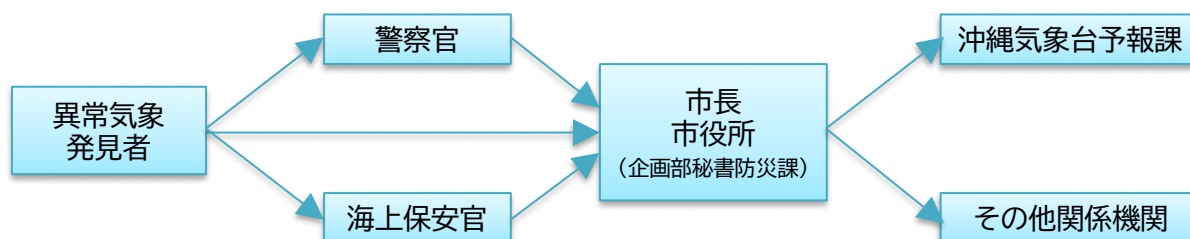
異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流
		山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ
		がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり
		地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

2) 異常現象発見時の通報要領

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市及び各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。
- ② 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市に通報する。
- ③ 通報を受けた市は、以下の通報体系によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

【通報系統図】



第3節 災害通信計画

「第2編 第1章 第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
資料4-4＜沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関および無線局＞参照

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市(消防本部)は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(総務省消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。
- 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 行方不明者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者などは外務省)又は県に連絡する。

資料8-4＜災害報告様式及び記入要領＞参照

第5節 災害広報計画

「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」に定める対策を、風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。なお、市における災害広報について、段階に応じて以下のような広報を行う。

警戒段階(台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期)	①用語の解説、情報の取得先、市民等のとるべき措置
	②台風・気象情報
	③水位情報(基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等)
	④警報
	⑤災害対策の状況(本部の設置、対策の現況と予定等)
	⑥被災状況(浸水、道路冠水、土砂災害箇所等)
	⑦道路・交通状況(渋滞、通行規制等)
	⑧公共交通機関の運行状況
	⑨ライフラインの状況(利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等)
	⑩避難情報(準備情報)
初動段階(暴風、浸水、土砂災害が予測される時期)	①避難情報(避難指示とその理由、避難所等)
応急段階(暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期)	①ライフラインの状況(利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等)
	②医療機関の状況
	③感染症対策活動の実施状況
	④食糧、生活必需品の供給予定
	⑤災害相談窓口の設置状況
	⑥その他住民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

(実施主体:企画対策部)

第7節 広域応援要請計画

「第2編 第1章 第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

(実施主体:企画対策部)

第8節 水防計画

この計画は、水防法、沖縄県水防計画及び基本法の主旨に基づき、市域における河川等の洪水又は高潮等の水害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

(実施主体:建設対策部、企画対策部、消防対策部)

(1) 実施責任者

市長は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを警戒、防御し、円滑な水防活動が行われるよう、消防機関、水防団、その他必要な機関を組織する。

(2) 水防対策組織と機構

- ① 水防に関係のある気象の予報、注意報、警報等により、水防の必要を認めたときから、その危険が解消されるまでの間、市は水防対策本部を設置し、水防対策を処理する。ただし、基本法に基づく市本部が設置された場合は、同本部の一環として水防業務の遂行に努めるものとする。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。
- ② 水防対策本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。
- ③ 水防対策本部に連絡会議を置き、本部長、副本部長、各対策部長及び本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

(3) 水防対策本部の設置

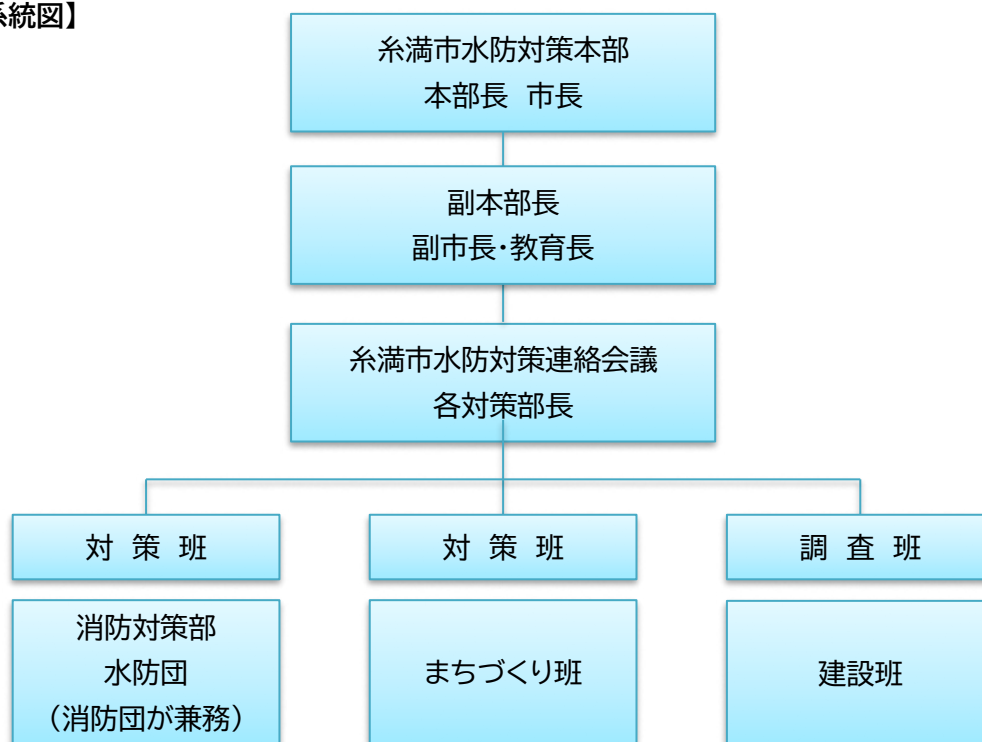
沖縄気象台より、洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれのある警報等(ただし、暴風警報を除く。)を受けたとき、又は市長が必要と認めたときからその危険が解消するまで水防対策本部を設置する。なお、水防対策本部だけではその対応が困難と認めたときは、基本法第23条の2の規定により市本部を設置し、この場合、水防対策本部は市本部に編入する。

洪水、高潮及び地震による津波に関する注意報又は警報が発せられ、災害の発生が予想されると認めたときは、水防対策本部を市庁舎内に設置する。事務局は、建設部建設課内に設置する。

水防対策本部事務分掌は、次のとおりとする。

建設対策部 建設班	水害に関する気象予報・警報の受理、伝達に関すること。 河川、土木等に関する水害情報の受理、調査及び報告に関すること。 必要と認めるときは、企画対策部長への報告に関すること。
建設対策部 まちづくり課	水防に係る警戒及び応急仮設対策に関すること。
消防対策部	水防に関する情報の収集、動員配備等は、消防業務の性質上、消防長に委ねるものとする。

【組織系統図】



(4) 水防対策本部において協議すべき事項

- ① 水防対策全般に関する重要な事項
- ② その他本部長が必要と認める事項

(5) 水防対策非常配備と出動

平常勤務から、水防非常配備体制への切り替えを迅速確実に行うため、下記の要領により配備する。ただし、水防対策本部連絡会議を開くいとまがないときは、「集中豪雨等初動対策マニュアル」に基づき警戒体制を取るものとする。

資料5-2<集中豪雨等初動対策マニュアル>参照

1) 水防対策非常配備

第1配備体制	気象予報・警報等により警戒を必要とする場合に情報連絡に必要な人員を配備する。
第2配備体制	水防対策を要する事態が発生した場合又は発生が予想される場合、所属人員の半数を配備につかせる。
第3配備体制	第2配備体制で対応が困難な場合は所属全員を配備につかせる。

2) 非常登庁

水防対策本部員は、常に警報・注意報等に注意し、非常配備体制の発令が予想されると思われる場合は進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

(6) 水防対策巡視

建設対策部及び消防対策部は、通報があった場合や、気象予報・警報等が発表された場合には、河川、海岸及び漁港の巡視を実施しなければならない。特に、市内において、沖縄県水防計画による水防上特に注意を要する箇所として示されている箇所については、県や河川管理者と連携して、巡視や避難の誘導に備えた活動を実施するものとする。

なお、水防対策巡視に当たっては、水防活動従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

※資料3-3<地すべり・急傾斜地等危険箇所>参照

(7) 水害リスク情報の周知

市は、沖縄県水防計画に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川等のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める。

また、水害リスク情報を把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

沖縄県水防計画に基づく津波災害警戒区域に関する情報の周知及び対策事項については、第5編に示す。

※資料3-2<糸満市冠水・浸水マップ>参照

(8) 水位及び潮位の通報

1) 水位の通報

河川等の水位を逐次、水防対策本部に報告する。水防対策本部は、それぞれの管理者に連絡を行い情報交換に努める。

2) 潮位の通報

海岸等の潮位の変動を監視し、危険潮位(潮位:標高2m)に達したときは直ちに水防対策本部に通報するものとする。

(9) 避難のための立退き

洪水又は高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防対策班は水防法第29条等により、本章における「第3編 第1章 第5節 災害広報計画」を併用し、「第3編 第1章 第15節 風水害避難計画」に基づいて実施するものとする。

第9節 消防計画

「第2編 第1章 第8節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

(実施主体:消防対策部)

資料4-9<糸満市消防本部機械・器具装備状況>参照

第10節 救出計画

「第2編 第1章 第9節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

(実施主体:消防対策部)

第11節 医療救護計画

「第2編 第1章 第10節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

(実施主体:市民健康対策部)

第12節 交通輸送計画

「第2編 第1章 第11節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとするほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- ① 各道路管理者並びに県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路及び地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する。
- ② 【県警察】は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

資料4－10＜市有車両の保有状況＞参照

【台風の時に車の運転で注意すべきポイント】

- ①車がひっくり返るのは風速 25 メートル。横転する目安を超えていたら外出しない
- ②スピードを出しすぎない
- ③ライトをつける、広い道路を走行する
- ④横風で車が横転しやすい場所は避ける
- ⑤周囲より低くなっている道路や冠水している道路は避ける
- ⑥飛来物・落下物に注意する
- ⑦ドアの開け閉めに注意する
- ⑧ハザードマップを参考に安全な経路を選ぶ
- ⑨気象情報・避難情報をこまめにチェックする
- ⑩山や河川沿い、海沿いの走行は特に注意する



第13節 治安警備計画

「第2編 第1章 第12節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

(実施主体:糸満警察署)

第14節 災害救助法運用計画

「第2編 第1章 第13節 災害救助法の運用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

(実施主体:福祉対策部)

第15節 風水害避難計画

大雨・洪水等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難のための避難情報の発令及び避難の支援等を図り、住民の安全を図る。

(実施主体:企画対策部)

第1款 避難の原則

「第2編 第1章 第14節 第1款 避難の前提」に定める対策について、下表に示す風水害等の特性を踏まえて実施する。

避難情報	内 容	判断の目安となる気象情報等
高齢者等避難 (警戒レベル3)	高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	○大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報) ○大雨警報(土砂災害)の土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報)など ○大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ○洪水警報の洪水キキクル(洪水害の危険度分布)が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報) ○高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報(警戒レベル3相当)
避難指示 (警戒レベル4)	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	○土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報) ○大雨警報(土砂災害)の土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)が「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報)など ○洪水警報の洪水キキクル(洪水害の危険度分布)が「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報) ○高潮警報あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当) ※避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、避難指示の発令の判断材料とする(暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある。)
緊急安全確保 (警戒レベル5)	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	○大雨特別警報(浸水害)(土砂災害)(警戒レベル5相当情報) ○大雨警報(土砂災害)の土砂キキクル(土砂災害の危険度分布)が「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報)など ○大雨警報(浸水害)の浸水キキクル(浸水害の危険度分布)、洪水キキクルが「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報)
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命若しくは身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、基本法第116条の規定により従わなかった者には罰則が規定されている。	—

第2款 風水害避難計画

(1) 実施責任者

市における、風水害から避難するための高齢者等避難の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者は、市長とする。

(2) 避難情報等の発令

1) 実施責任機関

実施責任機関は次のとおりである。

警戒レベル	種類	対象災害	実施権限
警戒レベル3	高齢者等避難	災害全般	市長(基本法第56条)
警戒レベル4	避難指示	災害全般	市長(基本法第60条) 警察官(警察官職務執行法第4条第1項、基本法第61条) 自衛官(自衛隊法第94条) 海上保安官(基本法第61条)
		地すべり	知事又はその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)
		洪水、津波、高潮など	知事又はその命を受けた職員、水防管理者(水防法第29条)
警戒レベル5	緊急安全確保	災害全般	市長(基本法第60条) 警察官(基本法第61条) 指定行政機関の長(基本法第61条の2)

うち、市は、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者関連施設の管理者等に対し、避難指示等の発令にあたる。

- ① 全国瞬時警報システム(J-アラート)等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により市民等への伝達に努める。
- ② 避難指示等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、沖縄気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- ③ 警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、多様なSNS等のあらゆる手段の活用を図る。
- ④ 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、市民等の積極的な避難を喚起するように努める。

2) 避難指示等の基準

市長は、気象情報等に基づき、下記の基準で発令する。

【高齢者等避難】

災害の種類	基準	住民に求める行動
① 暴風の場合	暴風の襲来により、暴風警報が発せられた等、短時間の後に危険が予想される場合（風速25メートル程度で勢力が強まってくると予想される場合）	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
②大雨・土砂災害の場合	相当な大雨で、短時間の後に危険が予想される場合（総雨量100mm、1時間雨量35mmを超えた場合）	
③洪水及び高潮の場合	河川及び海岸の水位が高くなり、洪水及び高潮の起こるおそれが予想される場合	
④その他の場合	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合	

【避難指示】

災害の種類	基準（沖縄気象台警報発表）	住民に求める行動
①暴風の場合	引き続き風速が強まり災害の発生が予想され、生命及び身体危険が差し迫ってきた場合（風速25メートル以上で、さらに強まってくることが予想される場合）	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
②大雨・土砂災害の場合	ア 大雨が続き、災害の発生が予想され、生命及び身体危険が差し迫ってきた場合（連続総雨量200mm、1時間降雨量50mmを超えそうな場合）	
	イ 地面にひび割れができたり、崖から小石が落ちたり、斜面から水が噴き出した場合	
	ウ 「第2編 第1章 第24節（2）土砂災害応急対策」の第2警戒体制をとった場合	
③洪水及び高潮の場合	河川等の水位が護岸を超え洪水及び高潮の起こるおそれが予想される段階に至った場合	
④その他の場合	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合	

【緊急安全確保】

災害の種類	発表基準等	住民に求める行動
災害共通	災害発生又は切迫※している状況（必ず発令される情報ではない）	すでに災害が発生しているか、その可能性が高く、安全な避難が困難になっており、避難所への移動ができない場合は垂直避難などを行い、少しでも安全な場所に移動して、命を守る行動
河川氾濫（水害）	大雨特別警報（浸水害）が発表された場合。	
土砂災害	大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。	

※切迫とは、災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況

【警戒区域の設定】

暴風、大雨、洪水、高潮、津波その他の災害発生事象が避難指示の段階より悪化し、災害発生の危険が高くなり、また、確実視される場合に警戒区域を設定する。なお、警戒区域の設定には強制力があり、従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する。全国でも適用例が極めて少ない。

3) 関係機関への通知及び把握

市長は指示を行った場合に関係機関へ通知するとともに、他の機関が実施した措置について通知により把握する。

避難指示者 警戒区域の設定者	必要措置(関係機関への通知)	備 考
市長の措置	市長 → 県知事(防災危機管理課) 市長 → 県内放送事業者 (資料5-5参照)	基本法に基づく措置
知事の措置	県知事(防災危機管理課) → 市長	基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	県知事(防災危機管理課) → 糸満警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官 → 糸満警察署長 → 市長 → 県知事(防災危機管理課)	基本法に基づく措置
	警察官 → 糸満警察署長 → 県警察本部長 → 県知事(防災危機管理課)	警察官職務執行法(職権)に基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 市長 → 県知事(防災危機管理課)	
水防管理者の措置	水防管理者 → 糸満警察署長	
消防職員・消防団員の措置	消防職員・消防団員 → 市長	消防法に基づく措置

4) 指示、警戒区域の情報伝達

市長は、避難の方法等によってその発した指示、警戒区域の設定が迅速に住民や労働者、観光客等の滞在者に通知徹底するよう努めるものとする。

伝 達 事 項	伝 達 方 法
① 発令者 ② 避難指示、警戒区域の設定の理由 ③ 避難日時、避難先及び避難経路 ④ 避難にあたっての注意事項 ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うものとする。 イ 会社、工場にあっては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずるものとする。 ウ 避難者は1人当たり7日分程度の食糧・飲料水、日用品及び衣類等を携行すること。 エ 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること。	① 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ② 広報車等の呼びかけによる伝達 ③ 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 ④ 各自治会の拡声器及び広報車両による伝達

(3) 避難場所

市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

※ 資料4-1＜避難所一覧＞に掲載

(4) 避難の誘導

市長は、下記に基づき、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、避難対象区域内の全ての者を対象として避難誘導を実施する。実施に当たっては、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

実施事項	実施内容
①避難の優先順位	避難にあたっては、要配慮者(高齢者、幼児、障害者、病人等)を優先させるものとする。
②避難者の誘導	ア 市は、避難対象区域に対して、防災行政無線やエリアメール等を活用して避難情報を伝達するとともに、必要に応じて、消防や市職員等の誘導員を配置し、自治会等と連携して、避難時の事故防止及び避難の安全迅速を図るものとする。その際、消防職員・団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全を十分に考慮し、実施するものとする。 イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。 ウ 誘導にあたっては、混乱を避けるため地域の实情に応じ、避難経路を2カ所以上選定しておくものとする。 エ 要配慮者等の避難誘導にあたっては、地域で把握した要配慮者等のリストの活用や避難行動要支援者名簿等の作成とこれに基づく個別避難計画の策定を進め、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て円滑に避難できるよう配慮するものとする。 オ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は、あらかじめ作成した避難確保計画及び避難訓練(いずれも市への報告義務がある)に基づき※、管理権限者等が避難誘導を行うものとし、市や協定等による企業等が支援を行う。その他の社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行うものとし、市は可能な限り支援を行う。 カ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめるものとする。

※水防法・土砂災害防止法 平成29年6月改正による

(5) 船舶等の避難(第十一管区海上保安本部)

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

(6) 避難所等の開設・収容保護

浸水や土砂災害等の被災者に対し、指定避難所を開設し、「第2編 第1章 第14節 第1款(6)指定避難所・指定緊急避難場所」及び下表に基づき収容・保護を実施する。

市長が避難所を設置したときは、直ちに避難所等の開設状況(開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み)を知事に報告する。

【避難所の開設等】

	実 施 内 容
①避難所の開設	避難所は、災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設として開設する。 避難所は、集団的に収容でき炊き出し可能な既存の施設を利用し、その他被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを指定避難所とし、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に開設する。 市は、適切な開設のため、地域・施設管理者等との連携・協力体制づくりを推進する。 【福祉避難所の設置】 市は、要配慮者に対して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。
②収容の対象者	避難所に収容し得る者は、避難指示・警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
③費用	市が避難所の設置のために支出できる費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費並びに仮設便所等の設置費とする。
④開設の期間	避難所を開設できる期間は、災害発生から7日以内(救助法適用)とする。
⑤避難所・緊急避難場所	本市における避難所・緊急避難場所は、あらかじめ指定し、市民等への周知を図るものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により変更又は新たに設置した場合、その旨住民に周知を図るものとする。
⑥避難場所が不足する場合	避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。 - ア 隣接市町村への収容委託、建物・土地の借り上げ等 - イ 県施設の一時使用要請 - ウ 県を通し、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請 - エ 適切な生活環境確保に基づく野外の仮設物等による確保 - オ 被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合、県と協議して被災地域外の市町村の施設等への広域避難

第16節 要配慮者の安全確保

「第2編 第1章 第15節 要配慮者の安全確保」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:福祉対策部、企画対策部、市民健康対策部)

第17節 観光客等対策危機管理計画

「第2編 第1章 第16節 観光危機管理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:経済対策部、企画対策部)

第18節 給水計画

「第2編 第1章 第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:水道対策部、市民健康対策部)

第19節 食糧供給計画

「第2編 第1章 第18節 食糧供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:福祉対策部、企画対策部)

第20節 生活必需品の供給計画

「第2編 第1章 第19節 生活必需品の供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:福祉対策部)

第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

「第2編 第1章 第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

資料4-10<市有車両の保有状況>参照 (実施主体:市民健康対策部、福祉対策部)

第22節 行方不明者の搜索、処理及び埋葬計画

「第2編 第1章 第21節 行方不明者の搜索、処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:市民健康対策部、企画対策部)

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理

「第2編 第1章 第22節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成17年6月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。
（実施主体：建設対策部、市民健康対策部）

第24節 住宅応急対策計画

「第2編 第1章 第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
（実施主体：建設対策部）

第25節 二次災害の防止計画

「第2編 第1章 第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
（実施主体：建設対策部、消防対策部、企画対策部）

第26節 教育対策計画

「第2編 第1章 第25節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
（実施主体：教育対策部）

第27節 危険物等災害応急対策計画

「第2編 第1章 第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
（実施主体：消防対策部、企画対策部）

第28節 在港船舶対策計画

「第2編 第1章 第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
（実施主体：消防対策部）

第29節 労務供給計画

「第2編 第1章 第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
（実施主体：企画対策部、総務対策部）

第30節 民間団体の活用計画

「第2編 第1章 第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
（実施主体：企画対策部）

第31節 ボランティア受入計画

「第2編 第1章 第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
（実施主体：総務対策部、福祉対策部）

第32節 公共土木等施設応急対策計画

「第2編 第1章 第31節 公共土木等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:各対策部)

第33節 ライフライン応急対策計画

「第2編 第1章 第32節 ライフライン応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:各対策部)

第34節 農林水産物応急対策計画

「第2編 第1章 第34節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:経済対策部)

第35節 米軍との相互応援計画

「第2編 第1章 第35節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
(実施主体:消防対策部、企画対策部)

第36節 台風災害応急対策計画

本計画は、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を示し、市域の被害軽減を目的とする。

第1款 台風災害事前対策

(1) 防災知識等の普及計画

台風被害を最小限に抑えるためには、事前の対策が重要な要素である。

台風が発生し、沖縄本島地方に影響を及ぼすまでには時間的猶予があり、その間に対策を講じられるよう市民に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。

実施区分	実施主体
防災知識の広報	企画対策部、消防対策部、教育対策部
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	企画対策部、経済対策部、建設対策部、消防対策部、教育対策部
避難場所の設定及び利用に関すること	企画対策部、福祉対策部、教育対策部
市民への協力事項(ごみ収集日の変更等)	市民健康対策部
気象情報等に関すること	企画対策部、消防対策部

(2) 災害警戒準備体制

台風が沖縄本島地方に影響を与えると予想される場合は、各対策班において台風の接近に備えて事前対策を講じるものとする。

部名	班名	事前対策内容
総務対策部	総務1班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
	人事班	対策要員の配置に関する事前準備を行う。 閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。
	財政班	所管する市有財産、庁舎等の保全対策を講じる。
企画対策部	秘書防災班	災害対策本部設置及び本部会議開催の事前調整を図る。 防災会議及びその他防災関係機関との連絡調整及び協力要請の事前調整を図る。 情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材・車両の点検を行う。 市民に対する被害情報の広報を行う。 報道関係への被害情報の発表及び連絡の事前の調整を図る。 閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。
市民健康対策部	市民生活環境班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 ごみ収集日の収集に関する対応。 所管する清掃事業施設等の保全対策を講じる。
	健康推進班	避難所等の医療に関する事前対策を講じる。 乳幼児、妊産婦の救護及び助産等その対策にあたる。
福祉対策部	福祉1班	応急食糧及び生活必需品等の調達及び管理対策を講じる。 避難場所・避難所の開設及び保全対策を講じる。 閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。
	福祉2班	所管する身障者世帯の巡視等その対策にあたる。
	福祉3班	所管する要介護・要支援者世帯の巡視等その対策にあたる。
こども未来対策部	こども未来班	事前に児童館・所管する施設等の暴風雨対策及び休館連絡調整等にあたる。
	保育こども園班	事前にこども園等の施設の暴風雨対策及び休園連絡調整等にあたる。
経済対策部	農政班	農作物、林産物、畜産物等施設の被害対策を関係機関と連絡調整を行い、必要なときは事前に対策を講じる。 閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。
	農村整備班	所管する農地及び農業用施設の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	商工水産班	商業施設、工業団地及び水産、漁港関連施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	観光・スポーツ振興班	観光施設の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
建設対策部	建設班	市内の地すべり、急傾斜地箇所等の巡視を行う。 所管する道路、河川排水等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、事前に対策を講じる。 必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。 閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。

部名	班名	事前対策内容
	まちづくり班	所管する公園緑地及び都市計画道路、一般建築物等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
水道対策部	水道総務班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 災害復旧に必要な器材及び資材の点検を行う。
	水道工務班	所管する上下水道施設、消火栓、ポンプ場等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
消防対策部	消防総務班	閉庁になった場合の業務が円滑に行われるよう事前の調整を図る。 災害復旧に必要な器材及び資材の点検を行う。 職員、消防団員の非常招集を行う。
	消防予防班	二次災害防除に関すること。 所管する危険物施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	消防警防班	気象、消防信号及び火災警報等の広報を行う。 医療等関係機関との連絡調整の事前準備を行う。 職員、消防団員の配置の事前準備を行う。
教育対策部	教育総務班	所管する学校、中央図書館、文化財等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 職員の非常招集及び配置の事前準備を行う。
	学校教育班	事前に学校の施設の暴風雨対策及び休校連絡調整等にあたる。 児童・生徒の登下校時の安全対策を講じる。
	生涯学習班	所管する社会教育施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。

注)第1配備(災害警戒準備体制)の要員数が1人以上の対策班を対象としている。

第2款 暴風警報発表時等の体制

(1) 災害警戒本部

沖縄本島地方に暴風警報が発表されたとき、又は発表されるおそれがあるとき、市庁舎内に副市長(副市長が不在の場合は教育長)を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとるものとする。

また、台風が勤務時間外及び祝日等に接近することが予想される場合には、事前に設置日時等の協議を行い、その決定事項を事前に各部の部長・対策班長等へ指示するものとする。

1) 災害警戒本部員

災害警戒本部員は、教育長、企画部長、総務部長、市民健康部長、福祉部長、こども未来部長、経済部長、建設部長、真栄里推進局長、水道部長、消防長、教育委員会教育部長、教育委員会教育指導監、議会事務局長その他本部長が必要と認める者をもって組織する。

2) 災害警戒本部での主な協議事項

警戒本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、災害の規模や状況に応じて決定するが、概ね次のとおりである。

なお、災害警戒本部員であって、暴風警報発表時、災害警戒本部会議へ出席のため、市庁舎まで登庁することが困難な場合は、警戒本部長へ連絡し自宅等で待機するものとする。

その際、警戒本部長は警戒本部会議で協議決定事項を速やかに自宅等で待機中の本部員へ伝達

するものとする。

実施事項	実施内容
開催場所	市役所3階庁議室等
主な報告事項	①各部の配備体制に関すること ②災害、被害状況に関すること ③緊急措置事項
主な決定事項	①応急対策に関すること ②高齢者等避難に関すること ③避難指示、警戒区域の指定に関すること ④災害対策本部の設置に関すること ⑤災害警戒本部の解散に関すること ⑥閉庁に関すること ⑦その他、本部長が必要と認めること

なお、各課等で主管して行われる行事・イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断して対応するものとする。

3) 災害警戒要員

災害警戒要員は基本的には下記の班の長等とするが、災害状況により各部長が配備要員の増減を指示するものとする。

その際、各部長は出勤した配備要員の名簿(資料8-2<災害対策配備要員名簿>)を作成し、企画対策部長に報告するものとする。また、配備要員等に指示されていない職員は、緊急事態に備え自宅待機とする。

部名	班名	配備要員	主な活動内容
総務 対策部	総務1班	5名	各部との連絡調整要員 庁舎の保全対策要員
	総務2班	4名	所轄する土地及び家屋等対策要員
	人事班	3名	職員の非常参集及び配置要員
	財政班	2名	災害対策に必要な経費の予算調整要員
企画 対策部	秘書防災班	全員	本部設置及び本部会議開催対応要員
	政策推進班	2名	災害情報等の広報要員
	行政経営班	2名	市民、報道機関等への広報要員
	情報政策班	2名	観光施設連絡要員
市民健康 対策部	生活介護班	2名	避難所における炊出し、介護等対応要員
	健康推進班	3名	保健衛生対応要員
	市民生活環境班	5名	ごみ回収方法等対応要員
	市民班	2名	市民窓口対応要員
福祉 対策部	福祉1班	4名	救援物資対応要員 避難所開設、避難受入れ対応要員
	福祉2班	2名	所轄する障がい者等世帯対策要員
	福祉3班	3名	所轄する高齢者等世帯対策要員
こども 未来部	こども未来班	2名	所轄する要支援世帯対策要員
	保育こども園班	2名	所轄する教育保育施設対策要員
経済 対策部	農政班	2名	農林水産関係連絡要員
	農村整備班	2名	農地・農業排水関係等対策要員
	商工水産班	2名	商業、水産関係、工業団地等連絡要員
	観光スポーツ振興班	2名	観光関連、社会体育施設対応要員
建設	建設班	4名	道路・土木・建設関係対策要員

部名	班名	配備要員	主 な 活 動 内 容
対策部	まちづくり班	4名	道路・土木・建設関係対策要員
水道 対策部	水道総務班	4名	給水対応要員
	水道工務班	4名	上下水道施設関係対策要員 雨水排水対策要員
消防 対策部	消防総務班	随時配置	職員、消防団員の非常招集要員
	消防予防班	随時配置	部内他班応援要員 危険物施設等対策要員
	消防警防班	随時配置	気象、消防信号及び火災警報等広報要員 医療等関係機関等連絡調整要員 職員、消防団員の配置対応要員
教育 対策部	教育総務班	2名	教育関係等対策要員
	生涯学習班	2名	社会教育施設、文化財等対策要員
	学校教育班	3名	児童生徒対応要員
	学校給食班	1名	部内他班応援要員
支援 対策部	支援1班	1名	他部他班応援要員
	支援2班	1名	
	出納班	1名	出納事務要員

注)第2配備(警戒体制 災害警戒本部)の要員数が1人以上の対策班を対象としている。

4) 警戒活動

警戒本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。また、消防本部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

5) 避難の受入れ体制

住民から避難等の要請があった場合は、指定した避難所で受け入れるものとする。

また、大規模な避難等を要するときは、「第3編 第1章 第15節 風水害避難計画」で指定しているとおりとする。

6) 災害警戒本部の解散

警戒本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなつたと認める場合は、警戒本部を解散するものとする。

また、警戒本部解散後、秘書防災班長は速やかに各配備要員へのその旨を連絡する。

7) 庶務

庶務は秘書防災班において処理する。

(2) 災害対策本部

市全域にわたって台風により甚大な被害が発生したとき、又は甚大な被害が発生するおそれがあるときは、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

1) 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置については、災害警戒本部員で協議し、災害対策本部への移行が必要と認められる場合、市長は災害対策本部の設置を決定する。

また、下記以外の事項については、「第3編 第1章 災害応急対策計画」によるものとする。

2) 災害対策本部員

災害対策本部員は、「第3編 第1章 第1節 組織計画」のとおりとする。

3) 災害対策本部での協議事項

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長又は本部員の協議によるが、概ね次のとおりである。

なお、災害対策本部員であって、暴風警報発表時、本部会議へ出席のため、市役所まで登庁することが困難な場合は、企画対策部長へ連絡し待機中の本部員へ伝達するものとする。

また、災害対策本部員以外で、本部長が特に必要と認める者について本部会議へ出席させることができるものとする。

実施事項	実 施 内 容
開催場所	市役所3階庁議室等
主な報告事項	①各部の配備体制に関すること ②災害、被害状況に関すること ③緊急措置事項
主な決定事項	①応急対策に関すること ②本部の配備体制の切替え及び解散に関すること ③関係機関への応援要請に関すること ④高齢者等避難、避難指示に関すること ⑤警戒区域の指定に関すること ⑥災害救助法の適用に関すること ⑦応急対策に要する予算及び資金に関すること ⑧国、県への要望及び陳情に関すること ⑨その他、災害対策の重要事項に関すること

4) 災害対策要員

災害対策本部が設置された場合の災害対策要員については、「第3編 第1章 第1節 組織計画」によるものとする。

その際、各部長は出勤した配備要員の名簿(資料8-2<災害対策配備要員名簿>)を作成し、企画対策部長に報告するものとする。

5) 警戒活動

本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。
また、消防本部と密接に連携し、災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

6) 災害救助に関する情報及び緊急連絡

災害救助に関する情報及び緊急連絡があった場合は、消防本部と秘書防災班に速やかに報告するものとする。ただし、緊急性を要しやむを得ない場合は、事後報告しても差し支えないものとする。

7) 避難の受入れ

住民から避難等の要請があった場合は、市庁舎等で受け入れるものとする。
ただし、大規模な避難等を要する時は、「第3編 第1章 第15節 風水害避難計画」で指定しているとおりである。

8) 台風通過後の対応等

台風の直撃等を受けた場合、道路等における倒木や飛来物による交通障害物の除去等が必要な際に、多数の現場があるなど管理部署のみの対応では速やかな除去が困難な場合は、状況に応じて、全庁体制で対応にあたるものとする。特に、台風の通過が土日や祝日等にあたる場合は、災害対策本部等で事前に調整を行っておき、円滑な対応が実施できるよう努めるものとする。

9) 災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったとき、又は応急対策活動を終了した場合は、対策本部を解散するものとする。

なお、災害対策本部解散後、秘書防災班長は速やかに各配備要員へのその旨を連絡する。

【台風や大雨への備え】



1. 家の外の備え

- 窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- 側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、家の中へ格納する。



2. 家の中の備え

- 非常用品の確認
・懐中電灯 ・携帯用ラジオ(乾電池) ・救急薬品 ・衣類
・非常用食品 ・携帯ボンベ式コンロ ・貴重品など
- 室内からの安全対策(飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく)
- 水の確保(断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する)



3. 避難場所の確認など

- 土砂災害や洪水災害の危険性が認められる場所を、市町村等のハザードマップで確認しておく。
- 学校や公民館など、避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しておく。
- 普段から家族で避難場所や連絡方法などを話し合っておく。
- 避難するときは、持ち物を最小限にして、両手が使えるようにしておく。

資料:「大雨や台風へ備えて」パンフレット(気象庁)を基に作成

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

「第2編 第2章 第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

災害復旧にあつては、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、その他の法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

第2節 被災者生活の支援計画

「第2編 第2章 第2節 被災者生活の支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対しては、「住民サポートセンター（仮称）」を開設してこれに総合的、横断的に対処するものとする。

第3節 中小企業者等の支援計画

「第2編 第2章 第3節 中小企業者等の支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

特に、台風被害では、さとうきび等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等に協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

（実施主体：経済対策部）

第4節 応急金融対策

「第2編 第2章 第4節 応急金融対策」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

（実施主体：経済対策部）

第5節 復興の基本方針

「第2編 第2章 第5節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

（実施主体：企画対策部、建設対策部）